

【参考資料】 「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」の改正案について

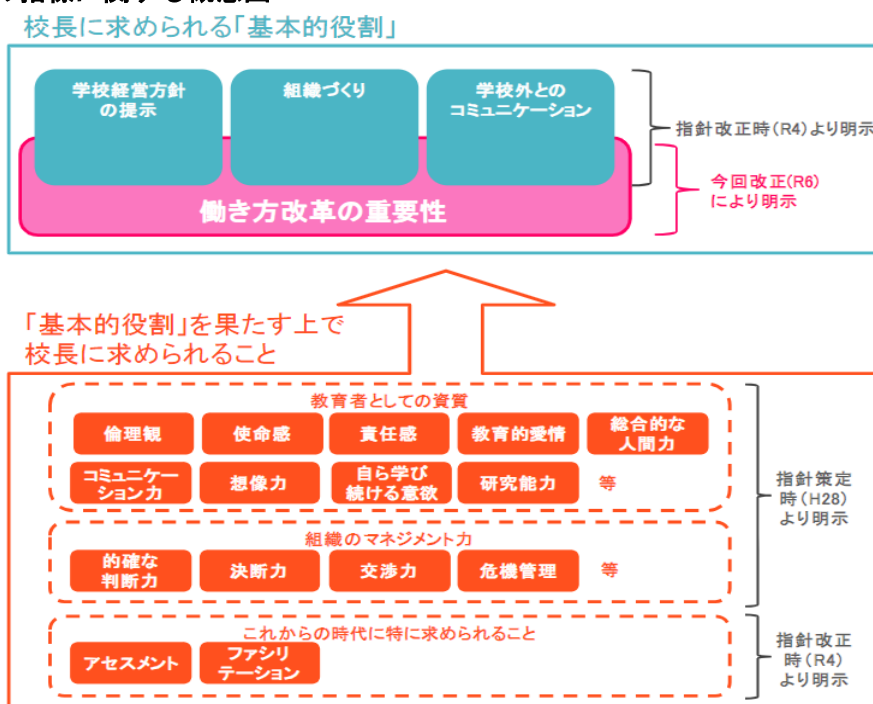
改正の背景

令和6年8月27日中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～」において、「『公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針』に、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置づけることが必要」と明記されました。そのため、同答申も踏まえつつ、学校における働き方改革の必要性等に鑑み、本指針を改正するものです。

主な改正内容

- ①各教育委員会の教員育成指標における「校長の指標」を定める際の観点において、「学校教育の質の向上を校長のリーダーシップの下で実現するための前提として、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要」である旨を明記します。【指針三三（1）】
- ②教員等の資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点において、学校における働き方改革の推進を明記します。【指針二二（2）】
- ③その他、時点更新等の修正をします。

<参考>校長の指標に関する概念図



「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について ～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて～（答申）

（令和6年8月27日 中央教育審議会）<抄>

（校長等の管理職によるマネジメントの重要性）

- こうした点を含め、管理職のマネジメント能力等の向上を図る上で、国が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に基づいて定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」に、校長が果たすべき役割として働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置づけることが必要である。現在の指針では、校長の指標を定める際の観点として、校長に求められる基本的な役割を、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの三つに大別している。また、その役割を果たす上で求められるものとして、教育者としての資質やマネジメント能力、アセスメント能力、ファシリテーション能力が位置づけられている。学校の組織運営において働き方改革の重要性が一層高まっていることを踏まえ、指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性をより明確に示すことで、任命権者が策定する指標やそれを踏まえた研修に着実に反映されることが必要である。